

「広報なきじん印刷製本業務」仕様書

1. 業務名

広報なきじん印刷製本業務

2. 業務の目的

本業務は、今帰仁村の広報なきじん（以下「広報誌」という）を発行することにより、本村の行政・保健・医療・福祉・教育・暮らしの情報等について、広く村民へ周知することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

4. 広報誌規格等

- | | |
|------------|--|
| (1) 印刷部数 | 3,900部/月 |
| (2) 発行回数 | 年12回（5月号から翌年4月号まで、毎月発行） |
| (3) 仕上がり寸法 | A4（210mm×297mm） |
| (4) ページ数 | 12頁×10か月、16頁×2か月 |
| (5) 色数 | オールカラー |
| (6) 加工 | 2つ折・はさみ込み・2穴あけ |
| (7) 用紙 | コート<90>（同等の紙も可） |
| (8) 掲載写真点数 | 40±10点程度/月 |
| (9) 掲載文字数 | 12,000～16,000字程度 |
| (10) 貸与品 | 原稿データ・写真データ |
| (11) 納期 | 毎月末日
※土日祝日の場合は、後日とする。
年末年始につきましては、納期について調整を行う。 |
| (12) 納品 | 印刷指示から納品まで3日以内とし、各指定部数を梱包（別紙「広報なきじん梱包明細参照」）の上、今帰仁村役場へ納品する。 |

5. 業務内容

受注者は、発注者より貸与される原稿及び写真を基にデザイン・レイアウト等を行い、発注者の指示に基づき、広報誌を制作し印刷するものとする。

また、校正は原則、頁毎に初校、再校、最終校とする。

- (1) 初校 文字、写真及び図画等により誌面を構成し、速やかに提出すること
- (2) 再校 発注者が指示した部分を修正し、提出すること。これに関連して、指示した箇所以外に不都合が生じた場合は、発注者と協議の後、修正するものとする。この工程の複数回実施にも対応すること。
- (3) 最終校 発注者が再校で指示した部分を修正し、校了とする。

6. 資料の貸与

発注者は、本業務に必要な関係資料を受注者に貸与する。

受注者は、貸与された関係資料を紛失・損傷等しないように丁寧に扱い、また、貸与された関係資料の必要がなくなった場合には、ただちに発注者に返却しなければならない。なお、支給または貸与された関係資料に守秘義務が求められるものについては、複写等をしてはならない。

7. 業務の一括再委任の禁止

受注者は、本業務を一括して第三者に委任し、または請け負わせることができないものとする。ただし、業務の一部について、あらかじめ発注者が認めた場合はこの限りではない。

8. 納品

受注者は、本業務の成果品の納品に際して、事前に納品日時・方法等の調整を行い、発注者の指定する場所に納品しなければならない。また、納品時には数量及び品質の確認作業を行い、不良品等が確認された場合は、交換もしくは印刷のやり直しを行うこと。

9. 成果品

- (1) 広報誌 3,900 部／月 ※各包みには品名・各字名・部数を明記すること
- (2) 広報紙印刷データ (PDF データ)

10. 長期継続契約

本業務は今帰仁村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であり、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は継続するものである。また、予算の減額等による契約の変更等の場合がある。

11. その他

- (1) 受注者は、窓口となる担当者を選任し、編集スタッフは経験豊かな専門家を起用すること。
- (2) 受注者は、誌面の質を向上させるため、発注者の広報担当者に対し、編集スタッフによるアドバイスや写真撮影技術の指導など積極的に行うこと。
- (3) 受注者は、本業務の遂行にあたり、発注者と適時連絡・確認を取りながら進めるものとする。
- (4) 受注者は、本業務を確実に遂行するため責任者を置き、発注者との協議および事務打ち合わせに出席させるものとする。また、業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行うこと。
- (5) 本業務で作成した広報誌に関する文章・写真・イラスト・データ・編集物等、全ての著作権は本村に帰属するものとする。
- (6) 本業務実施に伴い発生した知的所有権等については、全て本村に帰属するものとする。
- (7) 本業務の実施に伴い知り得た情報については、その秘密を外部に漏らしてはいけない。
- (8) 発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、業務の内容を変更し、または委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において委託料または委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。
- (9) 本業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、適宜、両者で協議して決定する。